

# 青森県報

第三千八百九号

平成二十六年  
二月二十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高年齢福祉課)	一
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同)	一
道路の区域の決定……………	(道路課)	二
道路の区域の変更……………	(同)	二
道路の供用の開始……………	(同)	三
自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札……………	(税務課)	三
個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札……………	(同)	五
土地立入の通知……………	(監理課)	六
建設業者の許可の取消し……………	(上北地域局)	七
右 同……………	(下北地域局)	七
公安委員会……………		
青森県留置施設視察委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則……………	(留置管理課)	八

## 告 示

青森県告示第八十二号  
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十六年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
特定非営利活動法人 上北郡六ヶ所村大字泊六の二	特定非営利活動法人 上北郡六ヶ所村大字泊六の二	福祉用具貸与	在宅生活サポート	上北郡六ヶ所村大字泊六の二	平成二六・二・四	平成二六・三・三
特定非営利活動法人 上北郡六ヶ所村大字泊六の二	特定非営利活動法人 上北郡六ヶ所村大字泊六の二	福祉用具貸与	在宅生活サポート	上北郡六ヶ所村大字泊六の二	"	"
特定非営利活動法人 上北郡六ヶ所村大字泊六の二	特定非営利活動法人 上北郡六ヶ所村大字泊六の二	福祉用具貸与	在宅生活サポート	上北郡六ヶ所村大字泊六の二	"	"
特定非営利活動法人 上北郡六ヶ所村大字泊六の二	特定非営利活動法人 上北郡六ヶ所村大字泊六の二	福祉用具貸与	在宅生活サポート	上北郡六ヶ所村大字泊六の二	"	"
特定非営利活動法人 上北郡六ヶ所村大字泊六の二	特定非営利活動法人 上北郡六ヶ所村大字泊六の二	福祉用具貸与	在宅生活サポート	上北郡六ヶ所村大字泊六の二	"	"

青森県告示第八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五條の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五條の十第二号の規定により公示する。

平成二十六年二月二十一日

青森県知事 三村 申吾

指定介護予防サービス事業者	氏名称又は 主たる事務 又は住所 所在地	特定非営 業活動生 活者 住所 所在地	特定非営 業活動生 活者 住所 所在地	特定非営 業活動生 活者 住所 所在地	特定非営 業活動生 活者 住所 所在地	特定非営 業活動生 活者 住所 所在地	特定非営 業活動生 活者 住所 所在地
介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類
介護予防サービス事業を行う事業所	名称 所在地	名称 所在地	名称 所在地	名称 所在地	名称 所在地	名称 所在地	名称 所在地
廃止の届 出年月日	平成 二六・三 ・四	平成 二六・三 ・三	平成 二六・三 ・三	平成 二六・三 ・三	平成 二六・三 ・三	平成 二六・三 ・三	平成 二六・三 ・三
年 度 廃 止 日 止	平成 二六・三 ・三	平成 二六・三 ・三	平成 二六・三 ・三	平成 二六・三 ・三	平成 二六・三 ・三	平成 二六・三 ・三	平成 二六・三 ・三

青森県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年三月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

青森県知事 三村 申吾

- 道路の種類 県道
- 路線名 浪岡藤崎線
- 道路の区域

区 間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
青森市浪岡大字女鹿沢字東富田二〇五の一から 青森市浪岡大字下十川字扇田一九一の一まで	一・八〇メートルから 七六・七九メートルまで	二、一九三・〇〇メートル	

青森県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年三月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

青森県知事 三村 申吾

番号	種別	路線名	変更の区間	前後別の敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	一〇二号	十和田市稲生町七五の八から十和田市稲生町七五の三八まで	一八・五〇メートルから 二二・三〇メートルまで	六〇・〇〇メートル	

4	3	2
県道	県道	県道
名川階上線	軽米名川線	八戸野辺地線
三戸郡南部町大字剣吉字小沢田九の一から三戸郡南部町大字剣吉字長治河原八の一八まで	三戸郡南部町大字剣吉字荒町六九の二から三戸郡南部町大字剣吉字岩ノ下九の四まで	上北郡東北町大字大浦字寒水三〇の二から上北郡東北町大字大浦字寒水二七の三まで
後	後	後
前	前	前
二八・八〇メートルから	四〇・七〇メートルから	一〇・九〇メートルから
一〇・五〇メートルまで	二八・三〇メートルまで	一一・七〇メートルまで
三九四・〇〇メートル	二二五・〇〇メートル	七三・二〇メートル
三九四・〇〇メートル	一九四・〇〇メートル	七三・二〇メートル

青森県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年三月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇二号	十和田市稲生町七五の八から十和田市稲生町七五の三八まで	平成六・二三
県道八戸野辺地線	上北郡東北町大字大浦字寒水三〇の二から上北郡東北町大字大浦字寒水二七の三まで	〃

公

告

自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 自動車税納税通知書等の作成業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 業務期間 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

4 作成予定数量

(一) 自動車税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり）

四十万八千通

(二) 自動車税納税通知書（データ印字のみ）

三万三千通

(三) 自動車税納税通知書兼減免通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり）

三千通

(四) 自動車税減額通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり）

一万二千通

- (五) 自動車税口座振替不能通知書兼督促状(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり) 千通
- (六) 自動車税催告書(封筒作成、封入封かんあり) 三万九千通
- (七) 自動車税徴収引受通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり) 二万千通

5 通知書等納入場所 青森県総務部税務課の指定する場所

- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十六年一月三十一日青森県告示第五十一号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により物品の製造の請負に係る契約において、フォーラム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

- 3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有している者であること。
- 4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード(GS1 128(旧UC C/ EAN 128)バーコード)及び郵便物のカスタマバーコードの生成及び印字をすることができる者であること。

5 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 資格の審査等

- 1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力を有することについて、自動車税納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に係る書類を添えて、青森県総務部税務課長に申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 関係書類

- (一) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バーコード(GS1 128(旧UCC/EAN 128)バーコード)を印字したものの 十種類
- (二) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマバーコードを印字したものの 十種類

3 提出部数 各二部

4 提出期限 平成二十六年三月七日

5 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市長島一丁目の一

青森県総務部税務課税務電算グループ  
電話 〇一七 七二二 一一一一(内線五四二二)

五 入札及び開札の場所及び日時

- 1 場所 青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎東棟 五階 A会議室

2 日時 平成二十六年三月二十五日 午後一時三十分

3 その他 郵送又は電送による入札は、認めない。

六 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

八 契約書の取り交わしの時期

平成二十六年四月一日

九 落札者の決定方法

入札書に記載された通知書等ごとの金額にそれぞれ百分の八に相当する額を加算した金額が、それぞれ各通知書等の予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら金額に各通知書等の作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金

額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

4 入札手続の停止等

平成二十六年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務
- 2 業務内容 入札説明書による。
- 3 業務期間 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 4 作成予定数量

(一) 個人事業税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり）

五千通

(二) 個人事業税第二期分納付書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり）

四千二百通

(三) 不動産取得税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり、一部封入のみ）

一万七千通

5 通知書等納入場所 青森県総務部税務課の指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札

参加資格）の一又は平成二十六年一月三十一日青森県告示第五十一号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により物品の製造の請負に係る契約において、フォー

ム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有している者であること。

4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード（GS1 128（旧UC C/EAN 128）バーコード）及び郵便物のカスタマバーコードの生成及び印字をすることができる者であること。

5 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 資格の審査等

1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力を有することについて、個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に係る書類を添えて、青森県総務部税務課長に申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 関係書類

(一) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バーコード（GS1 128（旧UCC/EAN 128）バーコード）を印字したものの十種類

(二) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマバーコードを印字したものの十種類

(三) 平成二十六年度自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札に係る自動車税納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書を提出した者は、前記(一)及び(二)の提出を要しない。

3 提出部数 各二部

4 提出期限 平成二十六年三月七日

5 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市長島一丁目の一  
青森県総務部税務課税務電算グループ  
電話 〇一七 七二二 一一一一（内線五四八〇）

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟 五階 A会議室

2 日時 平成二十六年三月二十五日 午後二時

3 その他 郵送又は電送による入札は、認めない。

六 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

八 契約書の取り交わしの時期

平成二十六年四月一日

九 落札者の決定方法

入札書に記載された通知書等ごとの金額にそれぞれ百分の八に相当する額を加算した金額が、それぞれ各通知書等の予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら金額に各通知書等の作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の条件

平成二十六年自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札の落札者は、入札に参加できない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

5 入札手続の停止等

平成二十六年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

土地立入の通知

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十六年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

二 事業の種類

北海道新幹線建設工事及び附帯工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

青 森 市		市 町 村 名		大 字 名		字 名	
瀬 戸 子	磯 田、神 田	飛 鳥	塩 越、岸 田、福 浦	西 田 沢	浜 田、沖 津、山 辺	羽 白	富 田、池 上、沢 田
		油 川	実 法、船 岡	岡 町	松 本、藤 戸	新 城	平 岡、福 田
		新 田	忍	石 江	高 間		

外東 ヶ津 浜軽 町郡	蓬東 津 田 軽 村郡															
	広	瀬	郷	蓬	阿	長	中	四	後	六	小	左	内	清	前	奥
	瀬	辺	沢	田	弥	科	沢	戸	漣	枚	橋	堰	真	水	田	内
蟹田、小国、三枚橋、蟹田大平沢、坂元、高根、山田、田浦、浜田、汐越、蓬田山、宮本、汐干、江利前沢山、浦田、川瀬、鶴喰、池田、浪返、富田、磯部、大原、平野、不浪知、山越、福田、千鳥、伊沢、田川、大科、野田、岸田、平岡、成見、生田、中野、湯の沢、宮田、川合、平塚	坂元、高根	山田、田浦	浜田	汐越、蓬田山、宮本	汐干、江利前沢山	浦田、川瀬、鶴喰	池田、浪返	富田、磯部	大原、平野	不浪知、山越	福田、千鳥、伊沢、田川	大科、野田	岸田、平岡	成見、生田	中野、湯の沢	宮田、川合、平塚

今東 津 別 軽 町郡	大 川 平	母沢、槌菱、二股、上股、与次郎沢、深沢、清川、安兵衛川、熊沢、村元
浜 名	今 別	中沢、西田
中 字 田、 浜 名 沢、 中 野、 黒 崎		

四 立ち入るうとする期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 野田重機建設株式会社
- 二 代表者の氏名 野田 勇一
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字根古橋八三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一六〇六六号
- 五 取消年月日 平成二十六年二月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十五年十二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社菊末産業
- 二 代表者の氏名 菊池 淑子
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字品ノ木三四の六八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二一) 第二七九三号
- 五 取消年月日 平成二十六年二月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十六年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

## 公安委員会

青森県留置施設視察委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月二十一日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

青森県公安委員会規則第一号

青森県留置施設視察委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則

青森県留置施設視察委員会の運営に関する規則(平成十九年五月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭